

## ◎大学等卒業による「測量士補」登録の方

### 1. 登録申請に必要な書類

測量士補の登録申請に必要な書類は、申請者の資格種別により、次表のものがが必要です。

必要書類 \ 資格種別	第1号 (大卒)	第2号 (短大・高専卒)	第3号 (測量に関する 専門の養成施設卒)	第4号 (測量士補 試験合格)	第5号 (学位授与機構 から学位授与)
測量士補登録申請書	○	○	○	○	○
卒業証明書	○	○	—	—	
修了証明書	—	—	○	—	
成績証明書 ※2	○※1	○※1	—	—	○
(独)学位授与機構発行の学位 授与証明書					○
登録通知書送付用封筒(定形)	○	○	○	○	○

※1 成績証明書等は測量法施行規則第8条の5に規定される学科又は科及びその他により、成績証明の内容が異なりますので、2.登録申請について(4)成績証明書等に関する注意事項の表「測量法施行規則第8条の5に規定される学科等について」を参照ください。

※2 第1号、第2号の申請のうち、省令学科又は認定学科以外の場合、入学年度によっては履修した科目(専門科目)のシラバスを求めることがあります。第5号の申請は、学士の学位授与の要件となった学校で履修した科目(専門科目)のシラバスを求めることがあります。

### 2. 登録申請について

#### (1) 登録免許税の納付

登録申請には、登録免許税(課税額 測量士補:15,000円)が課税されます。  
納付は、収入印紙又は現金のどちらでも納付できます。

#### 登録免許税の納付方法

納付方法	入手方法等	注意事項
収入印紙	郵便局、郵便切手類販売所で購入	都道府県の収入証紙・登記証紙等は不可
現金	「国税収納金整理資金納付書」利用 (税務署、日本銀行歳入代理店又は 郵便局にて入手)	税務署・日本銀行歳入代理店又は郵便局で納付 ・「納税署の税目番号」欄は、「221」 ・「税務署名」欄は、「土浦(これ以外は不可)」 ・「税目」欄は、「登録免許税」 ・「住所、氏名、税額」を記載

#### (2) 測量士補登録申請書 (国土地理院HPからダウンロードできます)

- ・規定の様式によります。(片面印刷、両面印刷どちらでも可)
- ・記載例、記載要領を参照のうえ、作成をお願いします。
- ・第5号により登録を申請される場合は専用の様式を使用してください。

(3) 添付書類は次表のとおりです。

### 必要書類の注意事項について

必要書類 (正本に限る コピー不可)	様式等に関する注意事項
1. 卒業証明書 (大学、短大高専を卒業された方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は学校等の所定のものに限る</li> <li>・卒業(修了)見込は不可</li> <li>・学科等で、専攻・コース等を選択された方は、必ず専攻・コース等の記載された証明書を添付する</li> </ul>
2. 修了証明書 (測量に関する専門の養成施設を卒業された方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は学校等の所定のものに限る</li> <li>・卒業(修了)見込は不可</li> <li>※平成16年3月以前の卒業者は卒業証明書を添付する</li> </ul>
3. 成績証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は学校等の所定のものに限る</li> <li>・卒業(修了)見込は不可</li> </ul>
4. 学位授与機構発行の学位授与証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は学位授与機構の所定のものに限る</li> </ul>

(4) 成績証明書に関する注意事項

成績証明書は測量法施行規則第8条の5に規定される学科又は科及びその他により、成績証明の内容が異なりますので、注意してください。

### 測量法施行規則第8条の5に規定される学科等について

区分	学科名等	成績証明書の内容	備考
測量法施行規則第8条の5(イ)	土木工学科(土木科)、農業土木工学科(農業土木科)、林学科(林科)、採鉱学科(採鉱科)、国土地理院長が認定した学科(測量法施行規則第8条の5に規定する学科に相当する学科)	[成績証明書] 測量学及び測量学実習の単位数、可否の別、入学年月日が証明されているもの	学科全体としての認定ではなく、専攻・コース等で認定されている場合には、専攻名・コース名等の記載された証明書を添付してください
測量法施行規則第8条の5(ロ)	天文学科、地球物理学科、物理学科、数学科、地理学科又は地質学科、国土地理院長が認定した学科(測量法施行規則第8条の5に規定する学科に相当する学科)	[成績証明書] 全科目名、単位数、単位修得の可否の別、入学年月日が証明されているもの	

(注) 専攻・コース等と入学年月日の記載は、証明書等のいずれかに記載されていれば結構です。

(注) 大学に編入学・再入学した場合は、卒業証明書と成績証明書のほか、編入学・再入学前の成績証明書を添付してください。

## 3. 登録及び登録通知書の交付

「登録申請書」の記載事項を審査し、測量士補となる資格を有することが認められたときは、「測量士補名簿」に登録され、「登録通知書」を送付します。

通常、「登録申請書」を国土地理院が受理してから、「測量士補名簿」に登録されるまでの標準事務処理期間は、50日間です。ただし、登録申請時期(卒業時期・試験合格者の発表後等)によっては、事務処理期間が延長する場合があります。

## 4. 登録申請書の提出先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省国土地理院 企画部測量資格制度課 試験登録係

## 5. 封筒

登録申請書提出の際の封筒は、角形2号(A4判サイズ)で、差出人氏名、郵便番号、

住所を明記し、申請に必要な書類を折らずに同封し、必ず「**簡易書留**」で送付して下さい。  
普通郵便で提出された場合、紛失等による責任は負いません。

また、登録通知書を送付するため**返信用封筒を同封**して下さい。  
返信用封筒は、定形封筒（23.5cm×12cm以内）、郵便番号・住所・宛名を明記のうえ、  
所要の切手（110円）を貼付して下さい。

**【ご注意ください】** 切手が不足している場合は登録通知書をお送りすることができません。  
返信用として定形外の封筒を使用される場合は140円分の切手が必要です。